

第4章 公共施設マネジメントの取組

1 「旭川市公共施設等総合管理計画」の基本方針

第1章で述べたとおり、1970～1980年代に大量に整備された公共建築物の老朽化が進み、既に多くの施設で大規模改修や設備機器の更新時期を迎えています。しかし、人口減少、少子高齢化に伴い市税収入の見通しは厳しく、社会保障関係経費の増加も著しい中で、公共建築物の改修・更新のための財源の確保は一層困難となっています。

公共建築物以外においても、道路、橋りょう等の土木系公共施設については、高度経済成長期に整備されたものが多く、老朽化が進んでいて、今後、大量に改修・更新時期を迎えることとなります。上下水道、市立旭川病院といった企業会計施設も同様に施設・設備の更新時期を迎えています。

「旭川市公共施設等総合管理計画」では、本市の財政状況、市民ニーズ、人口動向などを踏まえ、必要な公共施設等を最適な形で持続的に提供していくため、次の4項目を基本方針として整理しています。

<基本方針1>

1 施設保有量の最適化

財政状況や人口規模に応じて、必要な機能やサービスを集約するなど、施設保有量の最適化を図ります。

<基本方針2>

2 施設の適切な維持管理

施設ごとに適切な保全を図り、長寿命化や耐震化を進めます。

<基本方針3>

3 コストの抑制と財源確保

現在の契約手法について見直しを行ったり、民間のノウハウを取り入れるなど、効果的・効率的に施設を運営していきます。

<基本方針4>

4 推進体制とマネジメントサイクルの構築

公共施設等の課題解決に向け、本市の公共施設マネジメントを推進していくため、専門組織を中心とした全庁横断的な推進体制を構築します。

2 これまでの取組

(1) 基本方針1「施設保有量の最適化」

ア 施設再編計画

平成31年2月に第1期アクションプログラム施設再編計画（対象は公共建築物のみ）を策定しました。それ以降は年度版の施設再編計画を作成し、取組の進捗等を整理しています。施設保有量については新規施設の整備、施設更新等により、目標である約10万㎡の削減に対して、令和7年4月1日時点で37,646.17㎡の増加となっておりますが、将来にわたり市が保有し続ける施設（施設評価A、B）では、おおむね計画どおり取組が進んでいます。一方で、将来的に市が保有しない施設（施設評価C、D、E）では、施設の将来像の達成時期の目途が立っていない施設も多くあり、令和5年度には、それらの施設を中心に行政評価^{※9}と連携した個別フォローアップなどの対応を行いました。

^{※9} 行政評価

本市が実施する事務事業又は行財政改革の状況について客観的に評価、点検を行い、その結果を今後の改善や見直しに反映させるための取組

【図表 4-1 市有公共建築物の施設数・面積の状況】

施設類型	施設再編計画策定時 (平成 31 年 2 月 1 日)		目標値 (令和 22 年 3 月 31 日)		現状 (令和 7 年 4 月 1 日)	
	施設数	延床面積(m ²)	施設数	延床面積(m ²)	施設数	延床面積(m ²)
集会施設	55	52,650.58	38	44,728.49	57	53,640.59
文化施設	3	20,556.87	2	18,060.99	3	20,186.04
図書館	5	10,520.09	5	10,520.09	5	10,520.09
博物館等	10	16,266.36	9	13,488.52	10	16,281.78
スポーツ施設	24	45,728.64	22	48,327.00	23	46,519.01
レクリエーション 施設・観光施設	11	22,718.59	9	21,136.58	12	23,651.74
産業施設	5	10,131.46	4	9,495.61	4	9,428.55
学校	81	462,187.40	65	417,111.78	75	461,690.69
その他教育施設	1	781.16	1	2,650.00	1	2,835.09
保育園	18	4,508.99	10	2,289.95	11	2,826.06
幼児・児童施設	10	6,277.86	8	4,756.19	11	7,535.34
高齢者福祉施設	10	5,819.32	11	5,919.32	11	8,487.02
障害者福祉施設	2	8,824.84	2	8,824.84	2	8,824.84
庁舎等	22	39,783.60	13	41,753.98	20	62,140.27
消防施設	39	9,764.12	39	9,930.92	39	9,916.23
その他行政系施設	22	17,421.35	22	17,421.35	20	15,111.94
市営住宅	36	380,831.70	29	376,588.94	33	375,608.66
公園	261	9,437.73	261	9,437.73	260	9,382.58
供給処理施設	14	20,126.86	12	19,800.48	13	22,756.97
その他	32	59,122.37	11	21,063.33	48	73,762.57
合計	661	1,203,459.89	573	1,103,306.09	658	1,241,106.06

※一部借上施設を含み、放課後児童クラブを除く。

イ 地域集会施設の利活用に関する取組

集会施設機能を有する公共建築物のうち、主に地域に機能を提供している施設（地域集会施設）について、取組の方向性、主な検討項目と進め方などを「地域集会施設の活用方針（平成31年2月）」にまとめ、同方針に基づく具体的な取組内容を「地域集会施設の活用に関する実施計画（令和元年8月）」として整理しました。これらの方針・計画に基づき、令和2年4月には、第1段階の取組として、年末年始の休館日の共通化、貸室の面積区分に応じた料金改定を行いました。

なお、令和8年10月からの第2段階の取組に向け、令和8年度に「地域集会施設の活用に関する実施計画（改訂版）」の策定を予定しています。

【図表 4-2 地域集会施設の取組概要】

（「地域集会施設の活用に関する実施計画（令和元年8月策定）」を基に一部加工して作成）

～ 将来像 ～	
全ての地域集会施設において、地域自治の推進や生涯学習の振興に関するものも含めて、多様な利用目的に対応できる環境の整備	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○貸室機能と事業が密接に関わっている施設と貸室機能のみの施設が混在している。 ○公民館については、他の地域集会施設と比べて、利用者負担額と減免の扱いが異なっている。
第1段階に向けた 主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の開館時間及び休館日の見直しの検討 ○利用者負担額の改定（部屋の広さに応じた共通使用料（利用料金施設においては、利用料金の上限額）の導入） ○市民委員会、町内会、地域自治団体を対象とする減免の見直しについて検討 ○公民館の運用の見直しにより、飲食の扱いを検討
第1段階（令和2（2020）年度～）	
第2段階に向けた 主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育法に基づく公民館の位置付けを持たないことを含めて、施設類型（設置目的を含む。）と施設名称の見直しを検討 ○全ての地域集会施設において、地域活動センター及び公民館が行う事業の実施を検討 ○利用者負担額の改定 ○社会教育団体、社会福祉団体、農業団体、生涯学習活動団体について、減免等に関する審査認定基準を作成し、順次、対象団体の登録等を実施 ○減免等の対象団体は、いずれの地域集会施設を利用しても、減免等の適用となる運用を検討 ○公民館について、社会教育法に基づく位置付けを持たない場合は、営利を目的とした利用を緩和する等、禁止事項についての見直しを検討
第2段階（令和8（2026）年10月～）	

(2) 基本方針2「施設の適切な維持管理」

ア 施設保全計画

平成31年3月に第1期アクションプログラム施設保全計画（対象は公共建築物のみ）を策定し、各施設の予防保全部位^{※10}の状況・更新計画を記した施設保全計画表を作成しました。それ以降は、取組の進捗等を整理するため、年度版の施設保全計画表取組状況を作成しています。

令和7年4月1日時点で、約半数の施設では何らかの補修や修繕が必要になっています。また、73.3%の施設には未更新の予防保全部位がありますが、この中には、更新周期を10年以上経過している施設や、「要是正」となっている予防保全部位がある施設も含まれており、必要な更新が十分にできていない状況にあります。

イ 廃止施設の除却

用途廃止後、利用見込みのない公共施設等の除却を進めました。

【図表 4-3 主な除却施設】

年度	施設名
平成28年度	特別支援教育センター
平成29年度	保育園3施設(西神楽、東旭川、東鷹栖中央)
平成30年度	保育園8施設(秋月、春光、千代田、神居、神居つくし、住吉、緑が丘、旭東)、旧夜間急病センター
令和元年度	近文生活館旧建物、市民東鷹栖スキー場建物、永山保育園、旭川小学校旧校舎
令和2年度	東旭川学校給食共同調理所
令和3年度	旧西神楽支所、旧西神楽公民館、東栄小学校旧校舎、第2豊岡団地(一部住棟)、新町団地(一部住棟)
令和4年度	新町団地、春光台団地(一部住棟)、千代ヶ岡団地(一部住棟)、旧南消防署東出張所
令和5年度	千代田小学校旧校舎、中央団地、第2豊岡団地(一部住棟)、旭正団地(一部住棟)
令和6年度	豊岡小学校旧校舎、第2豊岡団地(一部住棟)、旭正団地、春光台団地(一部住棟)

※10 予防保全部位

目標使用年数の期間において計画的に更新する必要があり、建物の長寿命化、安全性・機能の維持に必要な不可欠なもの

(3) 基本方針3「コストの抑制と財源確保」

ア 民間活用の促進

① 指定管理者制度

令和7年4月1日現在、541施設に指定管理者制度を導入していて、公共施設等総合管理計画の策定後、平成29年度には、いきいきセンター神楽及び都市公園3施設に、令和元年度には緑が丘地域活動センターに新たに導入しました。

② ネーミングライツ^{※1}

平成30年4月には大雪アリーナ（現愛称：道北アークス大雪アリーナ）に、平成31年4月には総合体育館（現愛称：リクルートスタッフィング リック&スー旭川体育館）にネーミングライツを導入しました。

③ その他の民間活用手法

民間活力を活用し、施設等のサービス向上と効率的な管理運営体制についての検討を効果的に進めるため、次のとおりサウンディング型市場調査を行っています。

【図表 4-4 サウンディング型市場調査の実施状況】

実施年度	対象施設	備考
令和元年度	旧東海大学旭川キャンパス	3者参加
令和2年度	常磐公園、神楽岡公園、春光台公園、忠和公園	6者参加
令和3年度	彫刻美術館(ステーションギャラリー含む。)、市民文化会館、公会堂、大雪クリスタルホール、公民館(7施設)、公民館分館(8施設)、図書館、科学館、博物館(アイヌ文化情報コーナー等含む。)、東旭川農村環境改善センター、東旭川学校給食センター、廃校施設(旧千代ヶ岡小、旧千代ヶ岡中、旧神居古潭小中)、新庁舎福利施設(レストラン、売店)	24者参加
令和4年度	近文保育所 神楽保育所	6者参加 12者参加

^{※1} ネーミングライツ(命名権)

民間事業者等が市の設置施設に対し、条例等で定める名称に代わる名称(愛称)を付与する権利で、ネーミングライツの対価(ネーミングライツ料)を市が得ることにより、安定した自主財源の確保につながる。中核市では既に半数以上の市において、野球場、体育館、競技場、公園など大型施設を中心に導入されている。

イ 施設の売却

用途廃止施設の利活用を効果的に推進するため、平成 29 年 6 月に用途廃止施設等利活用検討会議を設置し、必要に応じて会議を開催してきました。また、施設売却等の効率化及び体制強化に向けて、平成 31 年 4 月からは公共施設マネジメント課が中心になり公有財産（土地・建物）の処分業務を行っています。

令和 7 年 3 月には、廃校施設の利活用促進による地域活性化、施設の維持管理費の削減を目的とした「廃校施設の利活用に向けた基本方針」を策定し、売却を含めた利活用手法を検討しています。

【図表 4-5 公有財産(土地・建物)の処分実績】

年度	件数	金額(千円)	うち建物付き売却
平成 28 年度	11	599,641	
平成 29 年度	9	42,073	
平成 30 年度	2	15,000	旧旭川第 1 中学校
令和元年度	8	157,090	旧豊田保育所
令和 2 年度	9	188,645	しらかば共同作業所
令和 3 年度	18	618,603	旭川移住生活体験住宅(車庫)、鉄工団地福祉センター
令和 4 年度	11	56,998	
令和 5 年度	10	32,133	
令和 6 年度	8	94,916	旧小鳩保育園、旧雨紛中学校

●売却事例（旧雨紛中学校）

平成 21 年 3 月末に閉校した雨紛中学校の建物と土地は、令和 6 年度に民間事業者へ売却し、保有延床面積が約 2,300 m²減少しました。現在はスポーツコミュニティ施設として活用されています。



旧雨紛中学校



ウ 受益者負担の適正化

受益と負担の適正化に向けた取組指針^{※12}に基づき、令和元年度には地域集会施設を含む 115 施設で使用料を見直しました（一部を除き令和 2 年 4 月から適用）。

エ 広域的な連携

旭川大雪圏域連携中枢都市圏における公共施設の相互利用の取組として、旭川市生涯学習ポータルサイト「まなびネット旭川」で圏域の公共施設の情報を提供しています。また、本市の図書館、水道施設、広域下水道施設、し尿等処理施設、ごみ焼却処理施設、火葬場、共同墓も、圏域内で広域的に利活用しています。

^{※12} 受益と負担の適正化に向けた取組指針

サービスを利用し利益を受ける方に利益に見合った応分の負担を求め、利益を受けない方との負担の公平性を確保するため、平成 17 年 2 月に策定した(その後平成 29 年 10 月に改訂)。

(4) 基本方針4「推進体制とマネジメントサイクルの構築」

ア 施設情報の一元管理

公共建築物の現状把握、施設運営における課題等の整理・検討のため、公共施設カルテを毎年度作成しています。

イ 市民との課題認識の共有

公共施設マネジメントについての各種方針・計画の策定に当たり、地域まちづくり推進協議会との意見交換会（平成28～30年度）や市民説明会（令和元年度）を開催し、意見提出手続（パブリックコメント）を行いました。また、平成30年度には高校生、高専生、大学生を対象にまちづくり対話集会「聴かせて！君の声～これからの公共施設の活用法」を開催したほか、令和3年度には公共施設等総合管理計画の改訂に合わせて「こうほう旭川市民」に関連記事を掲載しました。

ウ 職員の意識改革の推進

平成30年度に公共施設マネジメントについての職員研修を行いました。また、令和3年度には公共施設等総合管理計画の改訂に合わせて、職員向け電子掲示板でのシリーズ研修（啓発記事の連載）を、令和4年度には公共施設の在り方と今後のまちづくりについて職員研修を行いました。

令和8年2月

【問合せ先】

旭川市行財政改革推進部公共施設マネジメント課

〒070-8525

旭川市7条通9丁目 総合庁舎6階

電話 0166-25-9836

Fax 0166-24-7833

E-mail kokyoshisetsu@city.asahikawa.lg.jp